## 年度途中の保育受託内容変更について

当園では、家庭状況書及び面談による希望保育時間をもとに職員の配置をしております。 下記の①~③に変更がある場合はすみやかに変更届などの必要書類の提出をお願い申し上げます。

- ①家庭状況書の記載事項に変更がある場合・・・・・「保育受託内容変更届」
- ②通常保育時間に変更がある場合・・・・・・・「保育受託内容変更届」
- ③月極延長保育の申込、及び 月極延長保育の保育時間変更の場合・・・・・・「月極延長保育利用申込書」 (保護者の就労証明書を添付)
- ④<u>常態的</u>に土曜保育を必要とする場合・・・・・・「保育受託内容変更届」 (保護者の就労証明書を添付)
- \*常態的とは毎週もしくはシフト勤務など月に決まった土曜保育がある場合をいいます。

## 提出締切日

①~④の書類は変更・利用開始の前月の20日までに提出をお願いします。

## 変更の承諾について

②~④の書類は受領後、改めて保育受託内容確認書を発行し、変更受託とさせて頂きます。

添付資料:保育受託内容変更届 (HPより出力できるように準備しております)